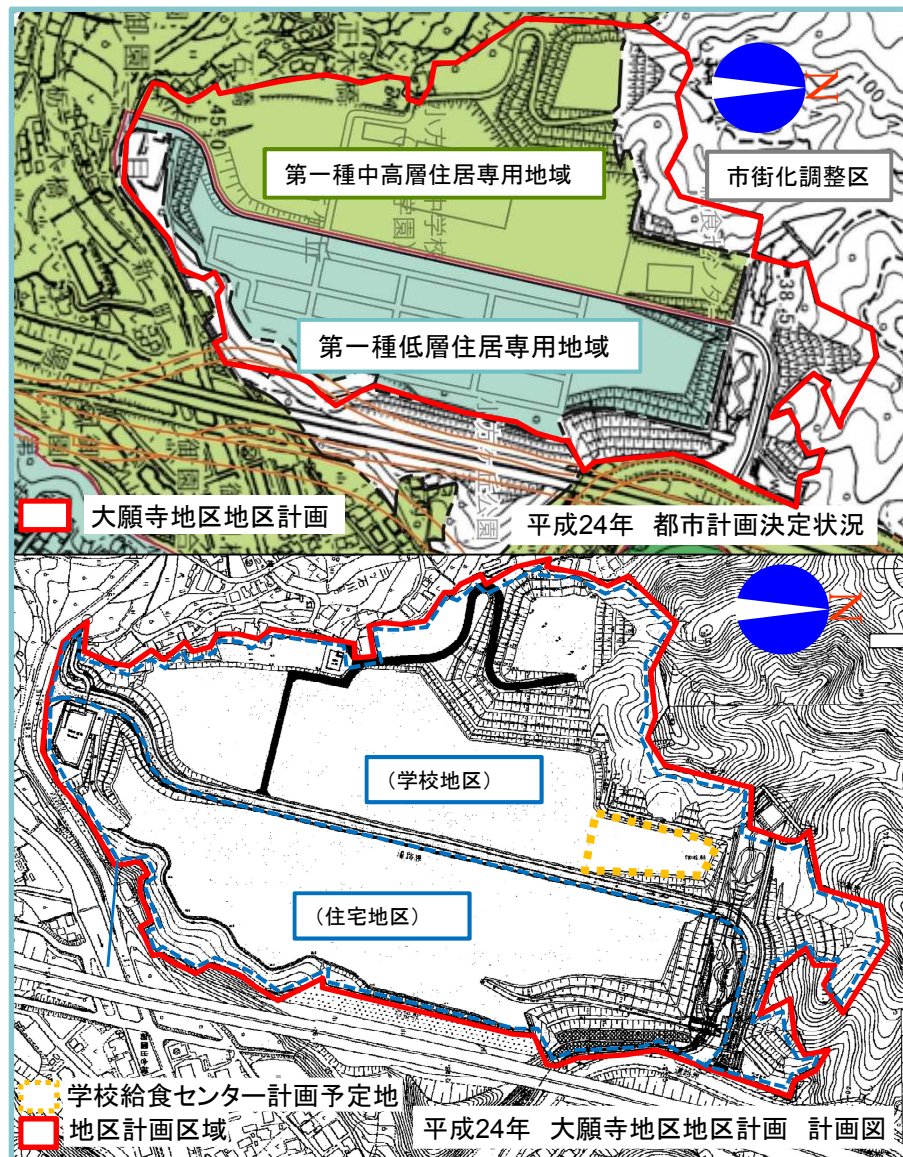


広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 (所在地:広島県 大竹市)



○条例の施行日:平成24年6月21日※

○条例改正の経緯

- ・平成22年に大竹市は「大竹市学校給食基本方針」に基づき、大願寺地区の小中学校建設予定地の北側に学校給食センターを計画することとした。
- ・学校給食センターは、建築基準法上「工場」に該当し、住居専用地域では立地が制限される。
- ・平成24年に大竹市は従前市街化調整区域だった大願寺地区を市街化区域に編入し、用途地域を第一種中高層住居専用地域に指定することとしたため、学校給食センターを建築できるよう用途規制の緩和が必要になった。
- ・大竹市は学校給食センターが、市の地域防災計画において、食料備蓄、供給、搬送機能を有する防災拠点として位置付けられる等、まちづくりに寄与するものであることから、建築基準法第68条の2第5項の規定に基づき、条例を制定し、大願寺地区地区計画(学校地区)内の第一種中高層住居専用地域において、地方公共団体が設置する学校給食センターの用途に供する建築物(延べ面積の合計2,000㎡以下かつ作業場の床面積の合計1,200㎡以下で使用する原動機の出力の合計が300キロワット以下のものに限る。)の用途規制を緩和した。

※当該地区計画を定めたことにより一部改正。